

「めぐろ買い物ルール」の現状と課題について

1 「買い物ルール」の内容について

(1) 国の動き（3R関連）

平成25年5月に改定された第3次循環型社会形成推進基本計画（以下「循環基本計画」という）の中で取り組むべき課題として以下の点が挙げられている。

- ① 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築
- ② 循環資源の高度利用と資源確保
- ③ 安心・安全の確保
- ④ 循環社会・低炭素社会・自然共生社会づくりの統合的取組と地域循環圏の高度化
- ⑤ 廃棄物の適正処理
- ⑥ 国際的取り組み

(2) 2Rの取組がより進む社会経済システムの構築（抜粋・一部加工）

（循環基本計画P15～16）

20世紀後半に形成された大量生産・大量消費型かつワンウェイ型のライフスタイルから、循環を基調とした生活の豊かさと環境の保全を両立させたライフスタイルに転換し、低炭素社会や自然共生社会とも統合された持続可能な社会の形成を目指す。

- この社会では、「足るを知る」意識が浸透し、リデュースが進み、リユース製品が定着するようになる。（たとえば、不必要な容器包装はなくなり、詰め替用製品や再生品、食品ロス削減のために量を調節できるメニューやフードバンク活動が普及し、家庭においても食べ残しの減少、エコ・クッキングなどの調理の工夫、生ごみの肥料化や分別などの取組が進む。）
- 生活用品や衣類をはじめとしたあらゆる物が健全なリユース市場を通じて、次なる所有者に引き継がれていく。リユース商品は、人手と時代を経たことが新しい価値を生み、リユースできない衣料なども仕立て直され、新たな役割を与えられる。
- 新しいものの購入にこだわらないリースやレンタル、長期間使用していくための修理や維持管理などへの需要も高まる。カーシェアリングやハウスシェアなど、モノの「共有」が所有形態の一つとして定着し、共有を通じた人とのつながりにも新たな価値観が見出される。
- 買い物や宅配サービス時に通い箱（使い捨てではない配送箱）の使用や食器・容器包装のリユースがしっかり行われるなど、高齢化社会・単身世帯化に対応した3R活動が営まれる。

- 大都市では、徹底した資源回収や、再資源化できないものの焼却処理・熱回収が効率的に行われる。
- 小型電子機器等の資源循環が広域的に収集・再資源化され、環境保全を確保した上で、規模の経済とエコタウン等のリサイクル産業集積地内での相互連携により効率的な資源循環が進む。

(3) 各主体の期待される役割（循環基本計画P 37～抜粋）

国

他の関係主体とのパートナーシップの育成を図るとともに、規制措置、経済的措置などの各種施策の導入と見直しを状況に応じて的確に行いながら、国全体の循環型社会形成に関する取組を総合的に進める。

地方公共団体

地域循環圏の形成など地域における循環型社会を形成していく上で中核的な役割を担っており、廃棄物等の適正な循環利用及び処分の実施や各主体間のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが求められる。

市町村は、地域単位での住民の生活に密着した循環システムを構築することが求められる。例えば①廃棄物の分別収集の徹底 ②一般廃棄物処理の有料化などによる廃棄物の減量化 ③廃棄物会計の導入・公表 ④ほとんど再生利用が進んでいない生ごみ等の一般廃棄物の再生利用や熱回収のさらなる推進 ⑤容器包装リサイクル法に基づき収集した廃ペットボトル等の国内での再生利用の促進 ⑥バイオマスなどの循環資源の地域内での活用推進 ⑦有害物質に関する適切な管理・モニタリングの実施 ⑧地域内における環境教育・環境学習の場の提供 ⑨環境に配慮したグリーン製品・サービスや地産商品の推進 ⑩地域内の廃棄物処理業者、リユース・リサイクル事業者の指導・育成 ⑪違法な廃棄物処理を行う者に対する指導などの取組により、地域における循環型社会の構築が進展し環境への負荷が低減されることになる。

国民

国民は、自らも廃棄物等の排出者であり、環境負荷を与えその責任を有している一方で、循環型社会づくりの担い手でもあることを自覚して行動するとともに、より環境負荷の少ないライフスタイルへの変革を進めていくことが求められる。これらのことを踏まえ、例えば、①ごみの減量化や分別排出の実施、②廃棄物、廃家電等の適正なルートでの排出、③マイバック・マイボトルの利用、詰替製品・簡易包装・リユースびんの選択等による食品ロスの削減、④食材の使いきりや、過度な鮮度志向の抑制等による食品ロスの削減、⑤レンタル・リース・中古品の積極的活用、⑥木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入などの取組を積み重ねていくことで、環境負荷が低減されることになる。

NPO・NGO

①地域住民のライフスタイル見直し支援、②3Rの推進をはじめとする地域における環境保全活動、③地域におけるコミュニティビジネスの推進、④地域における環境教育・環境学習の実施など、自ら循環型社会形成に資する活動の担い手となることに加え、各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を果たすことが期待される。

大学等の学術・研究機関

学術的・専門的な知見を充実させ、客観的かつ信頼できる情報を、国民が理解しやすいような形でわかりやすく提供することで、各主体の具体的な行動を促すことが期待される。

事業者

①製造業者、小売事業者等

製造業者等は、環境に配慮した事業活動を行うことなどにより、持続的発展に不可欠な自らの社会的責務を果たし、とりわけ、法令順守を徹底し、排出者責任を踏まえて、不法投棄・不適正処理の発生を防止することが求められる。また、拡大生産者責任を踏まえて、製品が廃棄物等となった後の適正な循環利用・処分に係る取組への貢献や、情報公開など透明性を高める努力を行うことが求められる。例えば、①環境配慮設計の徹底、②使い捨て製品から繰り返し使える製品への転換、③簡易包装の推進、④レジ袋の削減、⑤リサイクルの推進、⑥資源・エネルギー利用の効率化、⑦グリーン購入・グリーン契約などの取組を進めることにより、事業活動に伴う環境負荷が低減されることになる。

小売り業者は、消費者に近い事業者として、特に一般廃棄物削減に係る取組への貢献が求められる。例えば、①リユース製品、リサイクル製品等の積極的な転売、②簡易包装の推進、③牛乳パックや食品容器、小型家電等の店頭回収、④マイバックの推奨などの取組を進めることにより、家庭や事務所から排出される廃棄物が削減される。

②廃棄物処理業者・リサイクル業者

廃棄物処理業者については、生活環境の保全と衛星環境の向上を確保した上で、廃棄物を貴重な資源として捉え、そこから有用資源を積極的に回収し循環利用していくことが求められる。

金融機関・投資家

(略)

2 広める会活動内容と課題（過去の活動報告書の内容をもとにまとめたもの）

（1）広める会ブログ運営・管理

＜課題＞日常的な更新の円滑化

（2）買い物ルール参加店の拡大

＜課題＞参加店にとってのメリットが少ないことへの対策
会全体としての取組

（3）イベント等への参加・企画

- ・「エコまつりめぐろ」への参加
- ・自由が丘住区お祭り広場での宣伝活動
- ・消費生活展への参加

＜課題＞さらなるイベントへの参加

（4）買い物ルール実践講座

＜課題＞宣伝方法の工夫等により参加者数を増やす

（5）その他の活動

- ・定例会
- ・買い物袋持参率調査への協力

3 区による広める会への活動援助

広める会活動補助金 年間150,000円
以 上

1 買い物ルールを広める会経緯

- 平成16年6月 廃棄物減量等推進審議会に「環境と共生するまちづくりを推進するための清掃・リサイクル事業のあるべき姿」について諮問
- 平成17年4月 答申「快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろへの提案～」の中に5つの提案のひとつとして、ごみを作り出さない目黒区独自の仕組み「めぐろ買い物ルール」が盛り込まれる。
- 平成17年7月 めぐろ買い物ルールをつくる懇談会設置
- 平成18年3月 「めぐろ買い物ルール～スマートショッピングをはじめよう！！」を取りまとめて区長に報告。
- 平成18年10月 めぐろ買い物ルールを広める会発足
- 平成20年11月 趣旨・名称を引継ぎ、任意団体としての広める会が設立される。会の規約・運営細目を設ける。

2 めぐろ買い物ルールを広める会設立総会での確認事項

平成20年11月11日設立総会にて確認

「めぐろ買い物ルールを広める会」のあらまし

- 1 名称 「めぐろ買い物ルールを広める会」を継承し、名称も引き続き「めぐろ買い物ルールを広める会」（以下、「会」という。）とする。
- 2 目的 目黒区で生まれた「めぐろ買い物ルール」（別紙）を、区民、区内事業者に広めるとともに区外にも発信していく。これらのことから、ごみ減量、資源循環型社会づくりに寄与していく。
- 3 事務所 会の事務所を、東京都目黒区中目黒4丁目〇〇〇に置く
- 4 構成 会は、会員、サポーター、賛助団体で構成する。
(1) 会員は、会の目的を遂行するため、会の活動を担う者をいう。
(2) サポーターは、会の目的に賛同し、会に協力する者をいう。
(3) 賛助団体は、会の目的に賛同し、会に協力する団体をいう。
- 5 組織 会の運営を協議するため、運営委員会を置く。運営委員会に、代表、

副代表、会計、運営委員を置き、会員から選出する。任期は2年とする。

- (1) 代表は会を代表し、会を統括する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表が不在の場合は代行する。
- (3) 会計は、会の経理を所掌する。
- (4) 運営委員は、ブログの運営、イベントの企画・運営等、会の業務を分掌する。

- 6 運営資金
- (1) 会は当面、目黒区から補助金の支給を受け、運営する。
 - (2) 将来的には、会の活動の中から自主財源を調達する。

7 運営に係る取り決め

会員の活動は基本的にはボランティアとし、細目については別に定める。

以 上

ごみ有料化の現状と課題について

1 ごみ有料化の現状

(1) 国の動き

平成 17 年 5 月 26 日に、廃棄物処理法第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づく「廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」が改正された。

この改正により、市町村の役割として、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の促進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物の有料化の推進を図るべきである。」との記載が追加され、国全体の施策として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことが明確化された。

また、以上の方針に基づき、平成 19 年「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成、平成 25 年 4 月に改定し、区市町村・都道府県に示した。(別添資料)

(2) 全国自治体の動向

平成 26 年 7 月現在で、約 6 割 (1741 自治体中、1086 自治体) が家庭ごみの有料化を実施している。(別紙 2)

(3) 東京都の動向

「東京都廃棄物処理基本計画 (平成 23 年度～27 年度)」より

○家庭から排出される一般廃棄物の排出を抑制するためには家庭ごみの有料化が有効な施策のひとつである。東京都市部においても 22 市町において家庭ごみの有料化を導入している。

○都は、東京都全体の共通課題として、既に有料化を導入している市町村の減量効果やリバウンドの有無、戸別 (各戸) 収集などの併用施策の取組状況を調査・分析するとともに、導入を検討している区市町村と実施済みの区市町村との情報交換の場を設定するなど、積極的に導入の支援を行っていく。

(4) 都内市部の動向

26 市中、21 市が実施中である。(26 年 7 月現在)

(5) 他 22 区の動向

数区が、審議会での有料化検討を表明。だが、実際に有料化を実施している区はない。

(6) 目黒区の動向

現行一般廃棄物処理基本計画改定の諮問に対する答申の中の 5 つの提案のうち、「提案 2 ごみの減量に有効な家庭ごみ有料化を区民とともに考えていく。」とある。

さらにその内容は「家庭ごみの有料化が行われると、出すごみの量がそのまま料金にはね返るため「ごみを減らそう」「分別しよう」という意識が自ずと働きます。そうした意味合いから、ごみ減量に効果のある方法であると言われていています。家庭ごみを有料化することで、ごみ減量に取り組んだ人とそうでない人の不公平感をなくすこともできます。しかし、現段階では、家庭ごみの有料化の有効性について、区民に対して十分な情報提供が行われている状況ではありません。また、反社会的な行為である不法投棄の撲滅や、事業所に対するごみの適正排出ルールの徹底なども解決しなければならない課題です。こうした有料化に係る効果や課題について、区民と充分話し合いを行うとともに、23区全体で有料化に取り組めるよう積極的に働きかけていくべきです。」としている。

2 ごみ有料化の課題

- (1) 有料化の仕組みづくり
 - ・手数料の料金体系
 - ・手数料の料金水準
 - ・手数料の徴収方法
 - ・手数料収入の用途
 - ・他施策との併用
- (2) 有料化の円滑な導入及び実施
 - ・円滑な導入に向けた関係者との連携
 - ・懸念される課題への対応
- (3) 有料化の制度評価と見直し
 - ・清掃評価と見直しの基本的な考え方
 - ・点検の実施
 - ・制度の見直し

以 上

別紙 1

23区のごみの共同処理について

共同処理に至る経緯

自区内処理

当該区域から排出された廃棄物に関し、収集・運搬・中間処理・最終処分を行う。



平成12年 4月 清掃一組設立

平成15年 7月 特別区長会（抜粋）

23区は、工場のある区もない区も相互に協調・連携し、全体の責任として、安定的な中間処理体制を確保する

平成15年11月 特別区長会（抜粋）

平成18年度以降も、当分の間、清掃一組による共同処理により行うのが望ましい

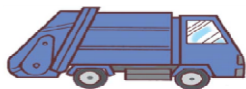
共同処理

1

ごみ処理の役割について

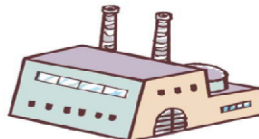
清掃事業における役割分担と連携

収集運搬は、各特別区



収集・
運搬・
中継

焼却などの中間処理は、清掃一部事務組合



焼却・
選別・
減容

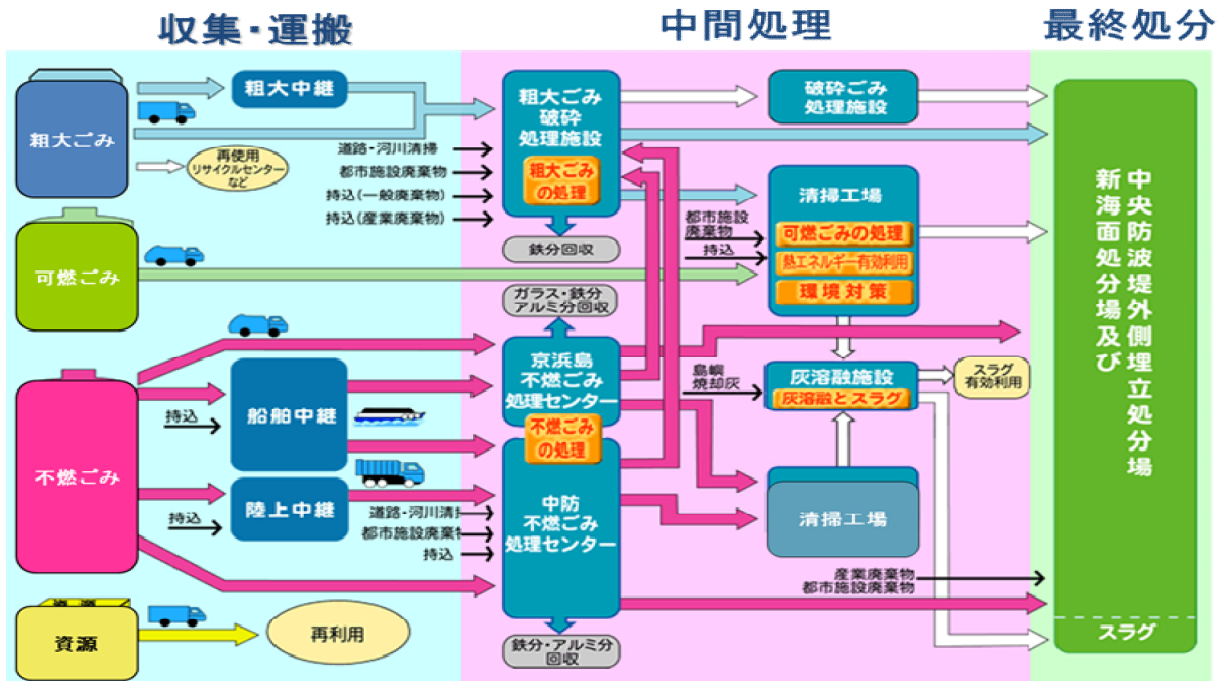
最終処分は、東京都に委託



埋立
処分

2

ごみ処理の流れ図



環境学習の課題について

1 課題について

- (1) 年齢層・世帯構成による啓発活動

- (2) 関心の低い人をひきつけるための普及啓発活動の方向性

- (3) 広報活動の方向性

- (4) その他

2 これまでの活動

平成 24～26 年度は目黒区緊急財政対策期間

	24・25 年度	23 年度
区報への掲載	<大特集(1面)> 5～6月 資源とごみの分別徹底 10月 3R月間 26年2月5日号 使用済み小型家電拠点回収開始の お知らせ <小特集> 7月 第7期分別収集計画 (改定時期に合わせた掲載) 11月 ごみ・資源の回収実績と処 理に係る経費 <英文広報> 6月 資源とごみの分け方・出し方 12月 年末の大掃除に向け粗大ご み・カセットボンベの出し 方	<大特集(1面)> 5～6月 資源とごみの分別徹底 10月 3R月間 <小特集> 11月 ごみ・資源の回収実績と処理 に係る経費 <英文広報> 6月 資源とごみの分け方・出し方 12月 年末の大掃除に向け粗大ご み・カセットボンベの出し方

<p>総合庁舎西口 パネル展示・ 懸垂幕の掲示</p>	<p><西口パネル展> 3～4月 引越しに伴うごみについて 5～6月 環境月間 10月 3R推進月間（エコライフ目黒推進協会作品展示・区内小学生による3Rポスター・標語コンテスト） 12月 年末年始のごみについて <懸垂幕掲出> ・ 目黒区総合庁舎・清掃事業所 (6月、10月)</p>	<p><西口パネル展> 4月 引越しに伴うごみについて 5～6月 環境月間 10月 3R推進月間（エコライフ目黒推進協会マイバックコンテスト作品展示） 12月 年末年始のごみ <懸垂幕掲出> ・ 目黒区総合庁舎・清掃事業所 ・ 区内大手スーパー2箇所（掲出有料） (6月、10月)</p>
<p>冊子・リーフレットの作成・配布</p>	<p>・子ども用（低学年用）パンフレット・子ども用（4年生用）パンフレット ・「目黒区 資源とごみの分け方出し方」転入者用パンフレット（充実版）の作成 ・紙芝居・紙芝居ぬりえ ・買い物ルールブック増刷 ・事業系パンフレット ・使用済み小型家電拠点回収開始チラシ</p>	<p>・「目黒区 資源とごみの分け方出し方」・外国語版リーフレット ・適正排出（集団回収一元化）パンフレットの印刷・配布委託 ・単身集合住宅居住者用パンフレットの印刷・配布委託</p>
<p>環境学習</p>	<p>清掃事務所による出前講座を実施 25年度 31回 24年度 26回</p>	<p>清掃事務所による出前講座を実施 23年度 30回</p>
<p>啓発グッズ</p>	<p>・ポイポイ袋（雑紙回収袋） ・環境学習用名入れ文房具 ・未就学児向け「ペーパークラフト小型プレス車・ぬりえ封筒付」の作成</p>	<p>・マグネット（ごみ減量6キャラクター） ・環境学習用名入れ文房具 ・ゴミラスヘルメット作製 ・ごみ減量キャラクターぬり絵</p>
<p>瓦版(町会回覧 チラシ)</p>	<p>7・11・2月 ・ペットボトルの出し方 ・生ごみの水切り ・危険物の出し方と水銀含むごみの処分方法 ・雑紙の回収について</p>	<p>なし</p>

<p>イベントでの啓発活動</p>	<p>【25年度】エコまつりめぐろ 2013 小型家電回収開始周知 小型家電イベント回収 (99名) アンケート回収 139枚</p> <p>【24年度】エコまつりめぐろ 2012 危険物の適正排出・雑紙回収についてクイズ (回収 94枚)</p>	<p>【23年度】ふえすた環境 in 目黒 2011 で分別クイズを実施 (302名)。</p>
<p>その他</p>	<p>なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・園芸土の回収 ・めぐろ買い物ルール川柳コンテストの実施 ・ガラクタ音楽会の実施 ・リサイクル施設バス見学会 ・東急バス車内放送

以 上

使用済み小型家電回収の現状と課題について

1 使用済み小型家電回収の現状

現在、目黒区において家庭から排出される廃家電等は、燃やさないごみ、粗大ごみとして、東京二十三区清掃一部事務組合の不燃ごみ処理施設及び粗大ごみ破碎処理施設で中間処理され、鉄・アルミ等、一部の金属は再資源化されているものの、その他は埋立処分されている。平成 25 年 4 月 1 日に施行された「使用済電子機器等の再資源化の促進に関する法律」により、区では 26 年 4 月 1 日より金・銀・銅やレアメタルを資源として新たに資源回収をする取組み開始したところである。取組内容は (1) ~ (3) のとおり。

(1) 回収品目 (9 品目)

携帯電話・携帯音楽プレーヤー・携帯ゲーム機・デジタルカメラ・ポータブルビデオカメラ・ポータブルカーナビ・電子辞書・卓上計算機・コード類 (AC アダプター)

(2) 回収方法 拠点回収 (専用回収ボックスによる回収)

(3) 回収拠点 (8 ヶ所)

目黒区総合庁舎西口・清掃事務所・清掃事業所 (事務室での回収)・目黒区エコプラザ・北部地区サービス事務所・中央地区サービス事務所・南部地区サービス事務所・西部地区サービス事務所

2 平成 26 年度の目黒区における小型家電回収・運搬

(1) 回収品目 (9 品目) については、総合庁舎、地区サービス事務所、目黒エコプラザ、清掃事務所、清掃事業所で拠点回収して、認定事業者へ引き渡している。

(2) 粗大ごみ廃家電については、粗大中継所で粗大ごみの収集作業に支障をきたさない範囲でピックアップ回収を行い、認定事業者へ引き渡している。

○ 資源回収から売却までの搬入方法



3 回収量

回収品目		年間想定回収量	実績（26年度）単位：kg			
			4月	5月	6月	7月
特定対象品目	携帯電話	148kg ^{※1}	13	15	13	16
	8品目	163kg ^{※1}	92	148	97	180
その他			23	22	55	34
粗大ごみ廃家電	レンジ類等	84,000kg ^{※2}	7,632	7,627	6,265	5,740

※1 既に同事業を実施している自治体の実績値を目黒区の人口で按分して算出

※2 平成24年度目黒区におけるレンジ類等の回収実績量

4 26年度所要経費（予定）

- (1) 回収経費・・・現状は新たな経費を負担しないでも回収できる範囲内であるため経費はかかっていない。
- (2) 金属売却益（26年度年間予定額）・・・ 468千円

5 課題・問題点

回収品目・拠点数の検討にあたっては、以下の問題がある。

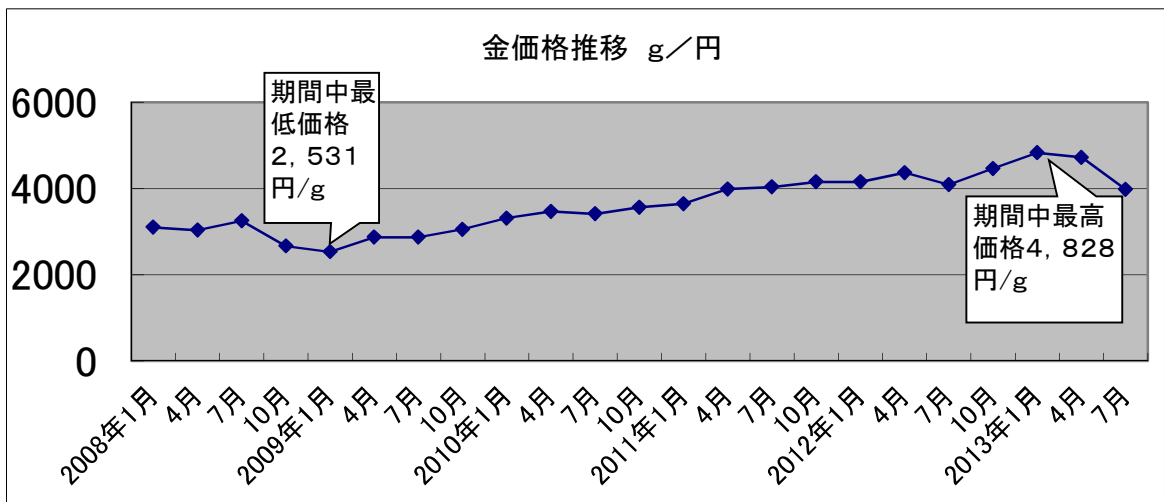
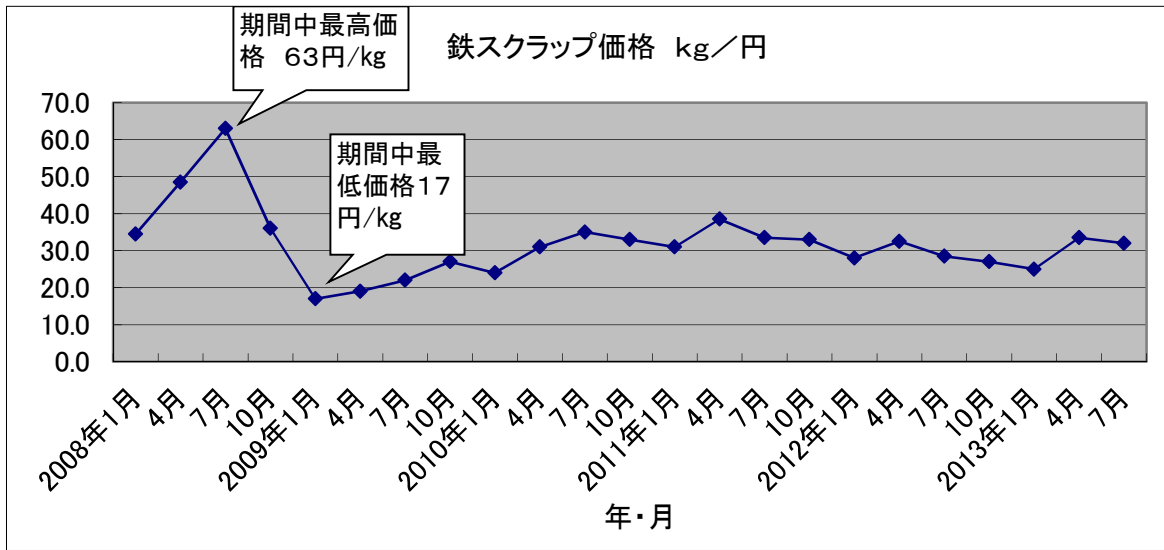
- (1) 普及啓発・・・区民からのより多くの協力を得るためには、引き続き周知に努めるとともに、イベント回収で、より多くの方への周知を図る。
- (2) 回収拠点数・・・現在8ヶ所で回収を行っている。回収拠点を増やせば出しやすくなるが、回収経費が発生する。
- (3) 回収品目・・・金属としての価格が低いものを多く回収した場合、回収量は増えるが、売却額が回収運搬経費を下回り、逆有償になる可能性が高くなる。（別紙1）
- (4) 保管場所・・・区では一時保管する場所の広さを拡大することは難しい。
- (5) 家電等販売店回収の取組・・・宅配業者が有料で自宅まで集荷したり、大手家電量販店店頭での回収ボックス設置、顧客が購入した商品の配送時に回収の方向も国で調整中との情報あり。

6 今後の検討スケジュール

平成26年度のモデル回収によって、課題と問題点を整理し、平成27年度の本格実施に向けた体制整備を進める。

以 上

別紙1 鉄・金価格変動



都内区市町村における使用済小型電子機器等のリサイクル取組状況

平成26年4月1日現在

区市町村名	回収方法及び概要						対象品目	平成25年度 回収実績		
	分別 回収	拠点 回収	ピック アップ	イベント 回収	窓口 回収	その他			概要	回収場所等
千代田区		○					区の施設(16か所)にボックスを設置し、大きさ(30センチ×15センチ以下)を限定して、区民に直接投函してもらう	千代田区役所5階安全生活課窓口、麴町出張所、富士見出張所、和泉橋出張所ストックヤード、ちよだパークサイドプラザ、スポーツセンター、九段生涯学習館、昌平まちかど図書館、神田まちかど図書館、西神田コスモス館、千代田清掃事務所、飯田橋車庫、高齢者センター、障害者福祉センター、いきいきプラザ一番館	(主な例) 携帯電話、PHS、デジタルカメラ、ビデオカメラ、電話機、カーナビ、携帯ゲーム機、電卓、携帯音楽プレイヤー、ACアダプター、ドライバー、電気カミソリ、ICレコーダー、ラジオ等	—
				○			「環境・リサイクル祭」を開催し、会場内に回収ボックスを設置し、ボックスの投入口(30センチ×15センチ)を限度に小型家電を回収した	千代田区役所1F区民ホール	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機器など、投入口に入る大きさの小型電子機器類全部	—
中央区		○					資源の拠点回収(毎週土曜日)の対象品目として、使用済小型家電も回収	明石小学校、泰明小学校、銀座中学校、明正小学校、京橋築地小学校、中央小学校、城東小学校、有馬小学校、阪本小学校、日本橋小学校、日本橋中学校、久松小学校、常盤小学校、月島第二小学校、佃島小学校、月島第一小学校、豊海小学校、月島第三小学校の全18か所	タブレット端末、ICレコーダー、USBメモリ、携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子手帳、桌上計算機、ACアダプター	—
港区		○					区の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	各地区総合支所6、エコプラザ、みなとリサイクル清掃事務所、いきいきプラザ4、区民センター1の合計13か所	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子手帳、桌上計算機、ACアダプター	携帯電話 93kg その他 815kg (25.4~26.2月)
			○				不燃ごみ及び粗大ごみとして回収した後、区の中継所にてピックアップしている	芝浦清掃作業所 新堀粗大ごみ中継所の2か所	携帯電話、デジタルカメラ、電子レンジ、プリンター、ビデオデッキ、掃除機、扇風機、オーディオ・アンプ類等	不燃ごみ 183.4t コード類 9.3t 粗大ごみ 218.1t (25.4~26.2月)
				○			区民まつり等のイベントで普及啓発コーナー及び回収ボックスを設置	各地区総合支所管内(5か所)での資源回収イベント会場及び区民まつり会場	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子手帳、桌上計算機、ACアダプター	携帯電話 7kg その他 128kg
新宿区			○				粗大ごみとして回収した後、中継所にて金属(電子小型機器を含む)をピックアップしている ピックアップは豊島区と協同で処理を行っている	豊島区東池袋粗大ごみ中継所	電子レンジ、ビデオデッキ、電気掃除機、扇風機、オーディオ機器、プリンター(小型卓上型)等	28.024kg
					○		区の施設(7か所)の窓口に、区民に直接持参してもらう	新宿区役所7階ごみ減量リサイクル課、新宿リサイクル活動センター、西早稲田リサイクル活動センター、新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継所	携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、ポータブルカーナビ、電卓、リモコン、ACアダプター、ケーブル等の付属品	—

別紙
2

区市町村名	回収方法及び概要						対象品目	平成25年度 回収実績		
	分別 回収	拠点 回収	ピック アップ	イベント 回収	窓口 回収	その他			概要	回収場所等
文京区			○				粗大ごみとして回収した後、区の中継所にてピックアップしている	小石川中継所(文京清掃事務所)	電子レンジ、小型プリンター、ビデオデッキ、掃除機、扇風機、オーディオ・アンプ類 等	247.260kg (25.4~26.2月)
				○			小型家電回収モデル事業として、ステージエコ(みんなのフリーマーケット)開催時(全4回)にボックスを設置し、回収した	文京シビックセンター地下2階区民ひろば	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプター	88.2kg
台東区		○					拠点回収として、区の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	台東区役所、台東清掃事務所、環境ふれあい館ひまわり、生涯学習センター、台東地区センターの5か所	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電子辞書、桌上計算機、ポータブルカーナビ、ACアダプター	携帯電話 24.5kg その他 270.5kg (25.4~26.2月)
				○			10月11~12日開催の「台東区消費生活展」及び、10月12~13日開催の「谷中まつり」、11月16~17日の環境フェスタ、11月24日と3月2日のフリーマーケットで回収を実施	台東区消費生活展は、「区役所10階」谷中まつりは、防災ひろば「初音の森」環境フェスタは、「生涯学習センター」フリーマーケットは、「環境ふれあい館ひまわり」	携帯電話 0.9kg その他 12.0kg	
墨田区		○					区の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	区役所(1階アトリウム)、緑出張所、横川出張所、文花出張所、墨田二丁目出張所、東向島出張所、ひきふね図書館、緑図書館、立花図書館、八広図書館、すみだ清掃事務所、すみだ清掃事務所分室	携帯電話、電話機、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ICレコーダー、コード類(ACアダプター等含む)、電子辞書、電卓、ドライバー、電気カミソリ の12品目	-
江東区		○					区施設にボックスを設置し、投入口(15センチ×25センチ)に入る小型家電に限定して、直接投函してもらっている	江東区役所、富岡出張所、豊洲出張所、小松橋出張所、砂町出張所、南砂出張所、環境学習情報館えこつくる江東、深川図書館、東陽図書館、東雲図書館、亀戸図書館、東大島図書館、森下文化センター、古石場文化センター、豊洲文化センター、総合区民センター、亀戸文化センター、東大島文化センター、砂町文化センター(H25.8月まで)、深川江戸資料館	15cm×25cm以下の小型家電 【例】 携帯電話・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ポータブル音楽プレイヤー・小型ゲーム機・電子辞書・電卓・カーナビ・ポータブルDVDプレイヤー・携帯用ラジオ・携帯用テレビ・付属品類・ハードディスクドライブ・リモコンなど	携帯電話 170kg 小型家電11品目 380kg その他 1,660kg 基板類 110kg (24年度実績)
			○				粗大ごみとして回収した後、区の中継所で選別している	江東区粗大ごみ中継所(江東区清掃事務所)	電子レンジ、ビデオデッキ、電気掃除機、扇風機、オーディオ機器、プリンター(小型卓上型)等	176.490kg (25.10~26.2月)

区市町村名	回収方法及び概要						対象品目	平成25年度 回収実績		
	分別 回収	拠点 回収	ピックアップ	イベント 回収	窓口 回収	その他			概要	回収場所等
品川区		○					拠点回収(毎月第2・第4土曜日)の対象品目として、使用済小型家電も回収	品川第一地域センター、台場小学校、浅間台小学校、城南第二小学校、第三日野小学校、日野学園、大崎第一地域センター、第一日野小学校、品川区清掃事務所、芳水小学校、三木小学校、立会小学校、鈴ヶ森小学校、大井第二地域センター、伊藤学園、品川区役所、大井第一小学校、大井第三地域センター、伊藤小学校、後地小学校、小山小学校、第二延山小学校、京陽小学校、延山小学校、宮前小学校、旗台小学校、大原小学校、豊葉の杜学園、八潮地域センター 全29か所	携帯電話・PHS、デジタルカメラ、携帯ゲーム機、電子辞書、デジタルオーディオプレイヤー、CD/MDプレイヤー、ICレコーダ、カーナビゲーション、ETCユニット、VICSユニット、ACアダプタ、電卓、充電器、リモコン	995.2kg (25.10～26.2月)
			○				粗大ごみとして回収した後、区の粗大ごみ積替え施設で選別している	粗大ごみ中継所 (旧東品川清掃作業所)	電話機、プリンター、デジタルチューナー、カーステレオ、アンプ、据置型家庭用ゲーム機、DVDビデオ、ファクシミリ、食器洗浄乾燥機、扇風機、ミシン、掃除機、ビデオテープレコーダ、テープレコーダ、炊飯器、電子レンジ など	102.7t (25.10～26.2月)
目黒区		○					区内の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	総合庁舎本館1階西口、北部地区サービス事務所、中央地区サービス事務所、南部地区サービス事務所、西部地区サービス事務所、清掃事務所、清掃事業所、目黒エコプラザの全8か所	携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、電子辞書、携帯音楽プレイヤー、ポータブルビデオカメラ、卓上計算機、携帯ゲーム機、ポータブルカーナビ、ACアダプターなどのコード類	—
				○			「エコまつりめぐろ」にて、印刷物・パネル展示等で小型家電のリサイクルについて普及啓発を行うとともに、回収ボックスを設置し、イベント回収も実施した	エコまつりめぐろ2013会場(区民センター)	携帯電話・スマートフォン、デジタルカメラ、電子辞書、携帯音楽プレイヤー、ポータブルビデオカメラ、卓上計算機、携帯ゲーム機、ポータブルカーナビ、ACアダプターなどのコード類	携帯電話 10.25kg その他 110kg (12月イベント時)
大田区		○					区内の施設等にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	区役所、大森清掃事務所、調布清掃事務所、蒲田清掃事務所、多摩川清掃事業所、特別出張所18か所(大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿、横町、田園調布、鶴の木、久が原、雪谷、千束、六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田)、入新井駐輪場、蒲田駅東口駐輪場、蒲田駅西口駐輪場 全26か所	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ	—
			○				粗大ごみとして回収した後、区の中継所で選別している	京浜島中継所	電子レンジ、ファクシミリ、ビデオデッキ、DVDレコーダ、ステレオセット、プリンター、電気ミシン など	—
				○			区民イベント(10月27日環境フェア、11月16～17日OTAふれあいフェスタ、2月16日エコフェスタワンダーランド)にて普及啓発及び回収を実施	10月17日多摩川清掃工場 11月16～17日平和の森公園 2月16日大森東小学校	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター、USBメモリ	—

区市町村名	回収方法及び概要						概要	回収場所等	対象品目	平成25年度 回収実績
	分別 回収	拠点 回収	ピック アップ	イベント 回収	窓口 回収	その他				
世田谷区		○					平成25年4月より、区内の5総合支所に回収ボックスを設置し、対象品目を限定し、区民に直接投函してもらう	世田谷総合支所、北沢総合支所、砧総合支所、玉川総合支所、烏山総合支所	携帯電話、タブレット端末、デジタルカメラ、携帯音楽プレイヤー、ICレコーダー、電子辞書、卓上計算機、携帯ゲーム機器、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電話機(ファックス機能付きを除く)、ACアダプター ※粗大ごみ対象品目は除く	対象品目 3,583個 その他 1,251個 (25.4~26.2月)
			○				不燃ごみとして回収した後、区の不燃ごみ中継所で選別している	希望丘中継所	資源として売却可能な小型家電製品、金属類等	@
							粗大ごみとして回収した後、区の粗大ごみ中継所で選別している	船橋粗大中継所 用賀粗大中継所	資源として売却可能な小型家電製品、金属類等	資源化量 1,227.3t (25.4~26.2月)
渋谷区		○					区施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	区役所2階ホール、渋谷区清掃事務所、本町リサイクルセンター、並木橋リサイクルセンター、新橋出張所、恵比寿社会教育館、代官山スポーツプラザ、上原社会教育館、スポーツセンター、本町図書館、本町出張所、幡ヶ谷社会教育館、千駄ヶ谷社会教育館、中央図書館の全14か所	携帯電話、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、卓上計算機、ACアダプター	携帯電話 69kg その他 443kg (25.4~26.2月)
杉並区		○			○		区施設で、対象品目を限定して、対面での回収及びボックスによる回収を行っている	ごみ減量対策課(区役所西棟7階)、杉並清掃事務所・方南支所・高円寺車庫、あんさんぶる荻窪、リサイクルひろば高井戸、柿木図書館の7か所	携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、ポータブルカーナビ、電卓、ACアダプター等 コード類、電話機、ファクシミリ、ラジオ受信機、ヘアードライヤー、電気かみそり、炊飯器	-
			○				粗大ごみとして回収した後、粗大ごみ中継所でピックアップしている	区委託民間施設	電子レンジ、プリンター、ビデオデッキ 等	-
				○			すぎなみフェスタ(11月9,10日)、子育てメッセ(3月9日開催予定)、蚕糸の森まつり(3月30日開催予定)で回収を実施	区委託民間施設	携帯電話、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、電子辞書、ポータブルカーナビ、電卓、ACアダプター等 コード類、電話機、ファクシミリ、ラジオ受信機、ヘアードライヤー、電気かみそり、炊飯器	-

区市町村名	回収方法及び概要						概要	回収場所等	対象品目	平成25年度 回収実績
	分別 回収	拠点 回収	ピック アップ	イベント 回収	窓口 回収	その他				
豊島区			○				粗大ごみとして回収した後、中継所にてピッキングアップしている	東池袋粗大中継所	電子レンジ、プリンター、ビデオデッキ、掃除機、扇風機、オーディオ機器等	71,415kg (25.4~26.2月)
				○			7月以降、区内各所で開催されたイベントで回収ボックスを設置して回収した(計10回)	各イベント会場	30cm以下の小型家電	977個(374kg)
北区			○				粗大ごみとして回収した後、中継所にてピッキングアップしている	北区清掃事務所	電子レンジ、プリンター、ビデオデッキ、掃除機、扇風機、オーディオ機器等	-
				○			10月5・6日(各日2会場)、10月27日開催のイベントにて回収を実施	各イベント会場	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、ACアダプタ	対象品目 41.15kg その他 11.3kg
荒川区		○					区の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	区役所、あらかわエコセンター、男女平等推進センター、荒川山吹ふれあい館、荒木田ふれあい館、石浜ふれあい館、尾久ふれあい館、汐入ふれあい館、西尾久ふれあい館、西日暮里ふれあい館、峡田ふれあい館、東日暮里ふれあい館、町屋ふれあい館、南千住駅前ふれあい館、南千住ふれあい館、タヤけこやけふれあい館 全16か所	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプタ	携帯電話 31kg その他 120kg (25.10~25.12月)
				○			環境・清掃フェア(6月)、フリーマーケット(10月、11月の全2回)、地域まつり(10~11月、全5回)にて、普及啓発PRを行うとともに、対面での回収を実施	各イベント会場	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプタ	携帯電話 12kg その他 27kg (全8回)

区市町村名	回収方法及び概要							対象品目	平成25年度 回収実績	
	分別 回収	拠点 回収	ピック アップ	イベント 回収	窓口 回収	その他	概要			回収場所等
板橋区		○					区の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	区役所本庁舎地下1階入り口・1階・6階清掃リサイクル課窓口、MSビル(区役所仮庁舎)、情報処理センター、板橋東清掃事務所、板橋西清掃事務所、リサイクルプラザ、エコポリスセンター、熱帯環境植物館、赤塚支所、桜川地域センター、大東文化大学(学生及び関係者専用)	携帯電話、携帯ゲーム機器、携帯音楽プレーヤー、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、電卓、ポータブルカーナビ、電子辞書、ACアダプター及びコード類 の9品目	-
				○			10月19、20日「区民まつり」、10月27日「富士見まつり」、11月3～5日「大東文化大学学園祭」、11月9、10日「農業まつり」で回収を実施	各イベント会場	同上	携帯電話 221kg その他 185.9kg
練馬区		○					区の施設にボックスを設置し、対象品目を限定して、区民に直接投函してもらう	区役所本庁舎、石神井庁舎、勤労福祉会館、練馬区資源循環センター、豊玉リサイクルセンター、春日町リサイクルセンター、関町リサイクルセンター、石神井清掃事務所、光が丘区民センター、平和台図書館、大泉学園町体育館の11か所	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプター の9品目	携帯電話 464kg その他 2,318kg (25.4～26.2月)
			○				粗大ごみとして回収した後、区の中継所にてピックアップしている	土支田中継所、資源循環センターの2か所	電子レンジ、ビデオデッキ、プリンター、掃除機、扇風機、ステレオ、自転車 等	家電分解品 61t 鉄回収 648t (25.4～26.2月)
				○			10月の区民イベントで回収ボックス設置	区立南町小学校	携帯電話、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機器、デジタルカメラ、ポータブルビデオカメラ、ポータブルカーナビ、電子辞書、桌上計算機、ACアダプター の9品目	5.1kg (イベント時)
足立区			○				粗大ごみ、不燃ごみとして回収した後、粗大ごみは中継所、不燃は民間施設にて手選別後それぞれピックアップしている	民間施設3か所	オーディオ機器、電子レンジ、掃除機、空気清浄機、電話機等粗大ごみ及び不燃ごみとして収集される小型家電リサイクル法対象品目28分類全て(パソコンを除く)	粗大 105,520kg 不燃 155,077kg (4月～7月)
葛飾区			○				粗大ごみとして回収した後、区の粗大ごみ中継所にてピックアップしている	葛飾西粗大ごみ持込ステーション 葛飾東粗大ごみ持込ステーションの2か所	掃除機、扇風機、DVレコーダー・ビデオデッキ類、炊飯器類、プリンター、(ストーブ・ファンヒーター等)暖房器具、空気清浄機・加湿器、電子レンジ・オーブンレンジ、オーディオ機器類、食器洗浄機、電話ファクシミリ類、電子調理器具、ワープロ・スキャナー等OA機器類、アンテナ類、ミシン、マッサージ類、その他	127,280kg
江戸川区			○				粗大ごみとして回収した後、区の中継所にてピックアップしている	北部粗大ごみ中継所 南部粗大ごみ中継所の2か所	電子レンジ、小型プリンター、ビデオデッキ、掃除機、扇風機、オーディオ・アンプ類 等	小家電 261.77t 金属系 375.51t (25.4～26.2月)
※回収実績について、時期の記入の無い欄については平成25年4月～平成26年3月までの実績を記載										